

## 愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛知県農業水産局及び農林基盤局が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札を試行するにあたり必要な事項を定める。

### (型式)

第2条 総合評価落札方式競争入札の型式については、以下のとおりとする。

- (1)簡易型総合評価落札方式（以下「簡易型方式」という。）競争入札  
技術提案、同種工事の経験及び工事成績等に基づく技術力と価格を総合的に評価する。
- (2)特別簡易型総合評価落札方式（以下「特別簡易型方式」という。）競争入札  
同種工事の経験及び工事成績等に基づく技術力と価格を総合的に評価する。
- (3)その他の方式  
別途定める要領によるものとする。

### (対象工事)

第3条 総合評価落札方式競争入札の試行対象は、一般競争入札に該当する工事の中から、本庁契約工事については農業水産局長又は農林基盤局長、所長委任工事については所長が決定する。

### (入札参加資格等の公告・掲示)

第4条 総合評価落札方式競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 簡易型方式あるいは特別簡易型方式競争入札による一般競争入札を行う旨
- (2) 簡易型方式あるいは特別簡易型方式競争入札による一般競争入札に係る落札者決定基準

### (落札者決定基準)

第5条 総合評価落札方式競争入札を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準は、当該入札に係る評価項目、評価の方法、落札者の決定方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 3 落札者決定基準は、愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上で、本庁契約工事については愛知県農業水産局及び農林基盤局建設工事等契約業者指名審査会議、所長委任工事については各事務所建設工事等契約業者指名審査会議（以下「審査会議」という。）に提出し、審査会議において決定するものとする。

(評価項目等)

第6条 評価項目及び得点配分は、別に定める運用に従うものとする。

(評価の方法)

第7条 評価点は、標準点に評価項目ごとの得点の合計点(加算点)を加えたものとし、評価は評価点と価格から算定した数値(評価値)をもって行う。

(技術提案の審査)

第8条 技術提案に関する事項については、委員会の意見を聴いた上で審査会議において決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第9条 入札参加資格をすべて満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

ただし、委員会から落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられている場合には、委員会の意見を聴いた上で落札者を決定する。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。